

第3章

群馬県が目指す食育の方向

第1節 基本理念

食の大切さを理解し、食を通して豊かな人間性を育む

「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ」(食育基本法第1条)ことを目的とする食育基本法に基づき、本県の食育推進計画の基本理念「食の大切さを理解し、食を通して豊かな人間性を育む」は、食育を推進する際の目的の要であり、食育に関するあらゆる施策は、これを踏まえて講じられるべきであることから、第3次計画においても継承していきます。

【基本理念の考え方】

群馬県の食育推進計画の特徴は、「食」という言葉を、食べ物や食事はもちろん、農作物や食文化、食のコミュニケーション、食環境なども含む幅広い意味を持つ言葉として捉え、その幅広い意味を持つ「食」に対する「こころ」を育てることを目指しています。

食への関心を高め、健康や安全と直接結びついた知識のほか、食に関する様々な知識を身につけ、これを的確に使いこなす判断力や技術力を養い、「健全な身体」を培うとともに、食に関わる人々の苦勞や努力を理解し、食に対する感謝の気持ちや食を大切にする「豊かな心」を育みます。

また、食卓で会話を楽しみ、マナーを身につけるなどの「社会性」を涵養することを重視した食育に取り組み、その延長として「豊かな人間性」を育んでいきます。

基本理念は、食を通して県民一人ひとりが健康に生きるという一義的な目的に加え、「食」に対する考え方(こころ)を育てることによって、「食をめぐる諸問題」の解決につながるという考え方も含まれています。

第2節 計画の目標

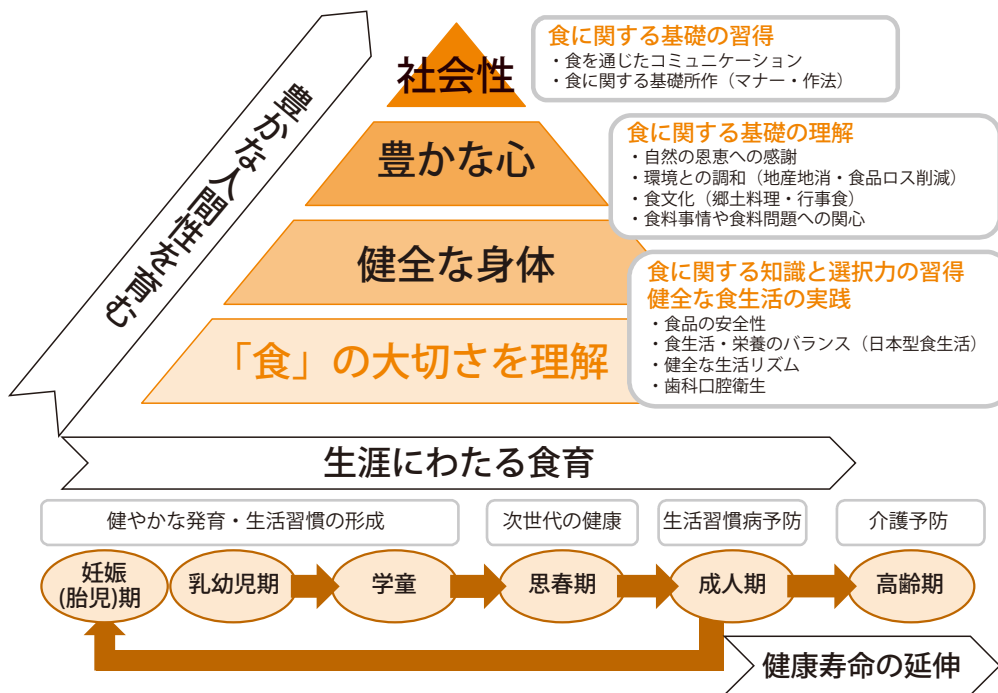
「食」で地域がつながり、地域が元気になり、 県民の健康寿命の延伸につながる食育の推進を目指す

【目標の考え方】

現在、本県では生活習慣病が死因の約6割、県民医療費の約3割を占める中において、その予防及び改善は県政の課題となっています。少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、健康づくりや生活習慣病の予防を推進することにより「健康寿命の延伸」を実現し、子どもから高齢者まで全ての県民が健康を大切にする気持ち（こころ）を持ちつづけ、健やかでこころ豊かに生活できる活力ある社会の実現に向けて、食育の観点からも積極的な取組が求められています。

このため、食環境の改善が県民の健康に影響を及ぼすことを踏まえつつ、「食」に関する幅広い分野の関係機関・団体や食品関連事業者等の多様な関係者が、主体的かつ密接に連携・協力を図る中で、減塩等の推進、メタボリックシンドローム、肥満・やせ、低栄養等の予防を視野に入れ、健康寿命の延伸につながる食育の推進を目指した計画とします。

群馬県が目指す食育のイメージ



第3節 施策展開の基本方針（重点課題）

これまでの食育推進の現状と課題を踏まえ、次の重点課題を今後の食育の推進に関する施策の4つの基本的な方針として決めました。

1. 若い世代への食育の推進

—生涯を通じた間断のない食育には、若い世代が重要—

- 20歳代及び30歳代の若い世代は、食に関する知識や意識、実践状況等の面で他の世代より課題が多く見られますが、この世代は、これから親になり食育を次世代に伝え、つなげていく大切な世代でもあります。
- こうした若い世代を中心として、食に関する意識を高め、知識を深め、心身の健康を増進する健全な食生活を実践し、食に関する知識や活動を適切に次世代に伝え、つなげていけるよう食育を推進します。

2. 多様な暮らしを支える食育の推進

—家族形態や各年代の特性やニーズに応じた食育の支援が重要—

- 家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進はこれまでどおり重要です。しかしながら、ひとり親世帯や貧困の状況にある子ども、ひとり暮らし高齢者などを含む様々な家族の状況や共働き世帯の増加を含む生活の多様化に対応した食育が求められる中であって、家庭や個人の努力のみでは、健全な食生活の実践につなげていくことが困難な場合も見られるようになってきています。
- こうした状況を踏まえ、子どもや高齢者を含む全ての県民が健全で充実した食生活を実現できるよう、地域や関係団体と連携・協力を図り、家族形態や各年代の特性やニーズに応じた食育の支援を推進します。

3. 食の循環・環境に配慮した食育の推進

—伝統的な食文化の保護・継承や持続可能な社会の実現に向けた取組が重要—

- 日本人の伝統的な食文化である「和食」が、ユネスコ無形文化遺産に登録（平成25年12月）されました。これを踏まえ、食育活動を通じて、和食、郷土料理、伝統食材、食事の作法など伝統的な食文化への関心と理解を深め、伝統的な食文化の保護・継承を推進します。
- 世界的な食料事情などを踏まえ、食品ロスの削減につながるよう、食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることについての感謝の念や理解を深めることが必要となっています。そのため、体験活動を通じた食と農業への理解促進・地産地消の推進等により、食料の需要と供給の状況についての理解を深め、生産から消費までの食の循環の中で、生産者を始めとして多くの関係者により食が支えられていることを実感し、実践的な取組が行えるよう食育を推進します。

4. 食育を推進する社会環境づくり —食育推進ネットワーク体制の充実強化が重要—

- 食育の推進については、多様な関係者が、その特性等を活かしつつ、互いが密接に連携・協力して、食育に関する施策の実効性を高めていくことが重要であり、今後も目標の達成に向けて、市町村及び関係機関・関係団体など関係者がネットワークを築き、課題の解決に向けた社会環境づくりの取組を推進します。
- また、すべての市町村において作成された食育推進計画が実効性あるものとして、食を通じた人づくり、地域づくりが行われるよう、今後も情報の提供など適切な支援を推進します。

基本方針の構造化

本県がめざす食育の基本理念と基本方針との相関関係は、右の図のように整理することができます。

健全な食生活を実践するためには、「食」に関する意識の向上と知識の習得、これに伴い、行動の変容と習慣化を図ることが必要です。

また、個人が主体的に食育に取り組むためには、食育を実践する場からの働きかけや支援が必要であるとともに個人を取り巻く社会環境づくりも重要となります。

さらに、構造化による取組が実現するためには、食育に関する多様な関係者をつながり・連携・協働できる体制の整備が必要となります。

